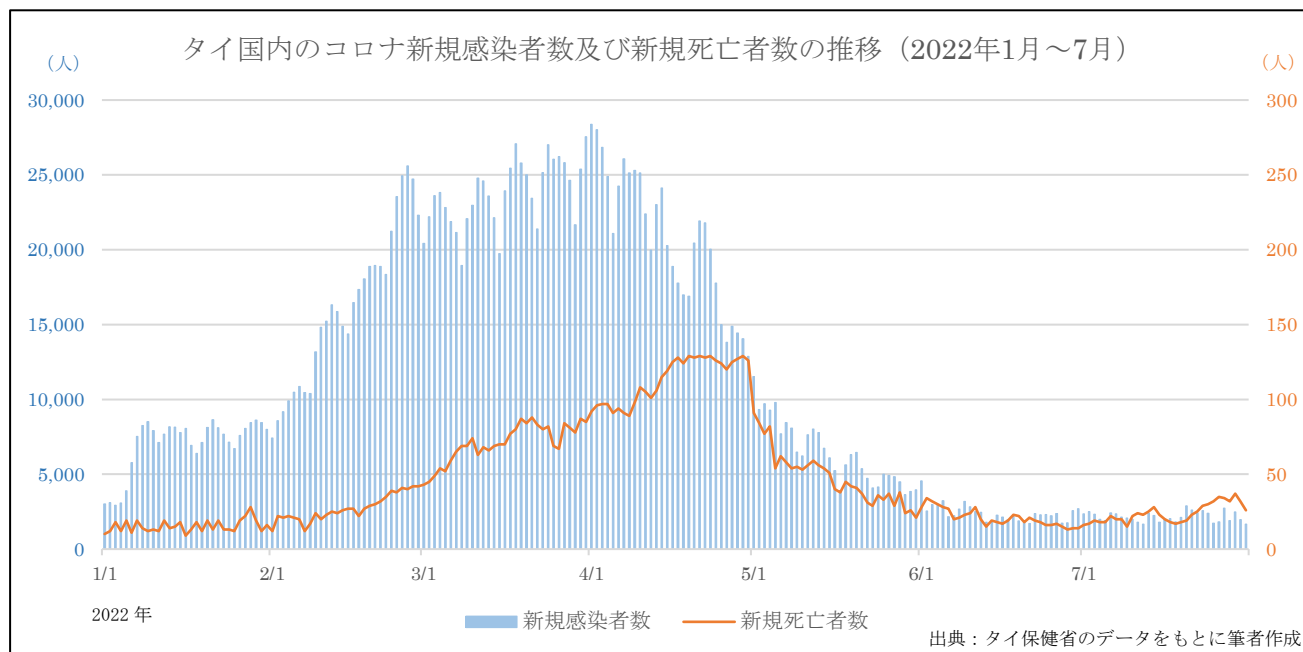


## (件名) 新型コロナウイルス感染症に係るタイ渡航前の準備等について

タイでは下図のとおり現在は新規感染者数、新規死者数ともに比較的落ち着いている傾向にあります。タイ在住の日本人の中では現在もコロナウイルスに感染するケースが見られます。今回は、タイへの入国規制が緩和され日本からの渡航者が増えている状況を踏まえ、タイ渡航時のコロナ対応に関する準備等をまとめました。



### 1 現在の渡航規制について

2022年7月末現在、日本からタイへの渡航については、観光目的であればパスポートとワクチン接種証明書（ワクチン未接種の場合は、渡航前72時間以内に受検した検査の陰性証明書）があれば入国することができ、入国後すぐにタイ国内を自由に移動することができます。しかしタイから日本へ帰国する際には、ワクチンを接種していても渡航前72時間以内の検査の陰性証明書が必要です。タイ滞在時にコロナウイルスに感染していることが判明した場合は、重症であれば入院、軽症であれば10日間の自宅隔離となるため、予定どおり日本へ帰国できなくなるリスクがあります。

### 2 渡航前の準備について

上記の規制を踏まえ、タイへの渡航を計画される際は、日本にいる間に次のとおり準備しておくことをおすすめします。

#### (1) 渡航前のPCR検査の受検

タイへの渡航手続き上、ワクチン接種が完了している人は渡航前に検査を受検する機会がありませんので、万が一コロナウイルスに感染していてもそれを渡航前にチェックすることができません。そのためタイで帰国用にPCRの検査を受けた時に初めて感染が判明し、予定どおり日本に帰国できない事態に見舞われる可能性があります。日本では現在医療機関もひっ迫しているため、予約が難しいかもしれませんが、渡航前に一度検査を受検しておくことをおすすめします。

## (2) 海外旅行保険の加入

タイへの渡航にあたり、海外旅行保険への加入義務は撤廃されていますが、万が一タイでコロナウイルスに感染した場合は高額な医療費負担が発生するため、コロナの治療費をカバーする海外医療保険への加入を強くおすすめします。海外旅行保険は既に持っているクレジットカードに付帯されている場合もあり、補償内容によっては 10 日間の自宅隔離を医者から指示された場合のホテル滞在費等をカバーできるものもあります。補償内容は保険会社によって異なりますので、渡航前に自身の保険加入状況を確認しておくことをおすすめします。

## (3) フライトのキャンセル又は変更時の対応確認

タイでコロナウイルスへの感染が判明した場合、当初の予定どおりのフライトでは帰国できなくなるため、フライトのキャンセル・変更が必要になります。航空会社によっては、コロナウイルス感染時のフライトキャンセルの払い戻し対応やフライト変更の無料対応を行っていますので、フライト予約時に確認しておくことが望ましいです。

### 【タイへの渡航に係る準備】

	日本からタイへの渡航	タイから日本への帰国
必須	・ワクチン接種証明書（原則 2 回以上のワクチン接種が必要。ワクチン未接種者は、渡航前 72 時間以内に受検した検査の陰性証明書）	・渡航前 72 時間以内に受検した検査の陰性証明書（ワクチンの接種の有無を問わず必須）
推奨（必須ではない）	・渡航前の PCR 検査（ワクチン未接種者は必須） ・海外旅行保険への加入	・フライトキャンセル又は変更時の対応確認 ・MySOS アプリのインストール

## 3 タイでコロナの感染が判明した場合について

タイ渡航中にコロナウイルスへの感染が判明し、医師から 10 日間の自宅隔離を指示された場合には、その時点から外出できなくなります。滞在するホテルによっては、そのまま部屋での隔離対応が認められないことがあり、その場合は医療機関が指定する施設に移動した上で 10 日間滞在することになりますので、あらかじめ滞在先の隔離対応を確認しておく方が良いと思います。

隔離期間中の食事については、ホテルのルームサービスを利用する、知り合いにホテルまで飲食物を届けてもらう、Grab や Foodpanda などのデリバリーアプリを利用するなどの対応が必要になります。特に Grab は飲食店のデリバリーのみならず、スーパー等での日用品の購入もアプリ上で依頼することができますのでおすすめです。

## 4 大使館レターの発行について

前述のとおり日本への帰国には PCR 検査の陰性証明書が必要ですが、タイでコロナウイルスに感染した人の中には、10 日間の隔離期間を終えても検査の結果陽性となり、なかなか日本に帰れないケースが見受けられます。このような状況を踏まえ、在タイ日本大使館では、10 日間の隔離終了後も検査で陽性が出る人に対し、別途帰国用にレターを発行する対応をとっています。お困りの場合は在タイ日本大使館あてにご相談ください。詳細は次の URL をご参照ください。

([https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/news\\_20220722.html](https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/news_20220722.html))